予算特別委員会会議録

○開 会 平成29年12月11日 午前10:00

○散 会 午前10:41

○出席委員(20名)

仁 志 1番 鐙 2番 堀 井 克見 3番 佐々木 嘉 一 4番 昭二郎 小 林 悟 5番 澤 井 6番 伊藤 榮 悦 7番 佐 藤 敏 雄 8番 藤 原 典 男 9番 西 村 武 千 田 菅 10番 正英 11番 戸 俊樹 12番 原 理恵子 田 鈴木壮二 13番 14番 15番 児 玉 春 雄 佐 藤 義
久 16番 大 谷 貞 廣 17番 伊 藤 正 吉 18番 菅 原 久 和

19番 鈴 木 斌次郎 20番 藤 原 幸 雄

○欠席委員(なし)

○説明のための出席者

市	長	藤	原		成	総務部	ē 栗	Щ	隆	昌
市民福祉	部長	藤	原	久	基	福祉事務所長	· 伊	藤		巧
産業建設	部長	菅	原	靖	仁	水道局	長 村	Щ	久	尚
教 育 部	長	菅	原		剛	農業委員会事務局	長 佐々	木	雅	輝
選举管理委員会 - 監査委	員事務局長	児	玉	正	生	総務課	美 米	谷	裕	$\vec{-}$
企画政策記	果長	千	葉	秀	樹	財 政 課 分	曼 伊	藤		貢
税 務 課	長	櫻	庭	輝	雄	市民課長	菅	生	恵	子
クリーンセンタ	ター長	今	井	祐	_	長寿社会課長	長 仲	Щ	和	法
社会福祉記	果長	筒	井	弥	生	健康推進課長	長 渋	谷		豊
産 業 課	長	櫻	庭	春	樹	都市建設課具	長 石	Ш		学
上下水道記	果長	児	玉	亮	悦	会計管理者兼会計課	長 鐙		孝	子
教育総務詞	果長	渋	谷	_	春	学校教育課長	ē 高	桑	博	幸
幼児教育詞	果長	宮	崎	久	春	文化スポーツ課	長 櫻	庭		仁

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博 議会事務局次長 伊 藤 国 栄

予算特別委員会会議録

平成29年12月11日(1日目)午前10時00分開会

- 1. 議案審查(補足説明・大綱質疑)
 - 議案第60号 平成29年度潟上市一般会計補正予算(第6号) (案) について
 - 議案第61号 平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (案)について
 - 議案第62号 平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (案)について
 - 議案第63号 平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) (案)について
 - 議案第64号 平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) (案)について
 - 議案第65号 平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案) について
 - 議案第66号 平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号) (案) について
 - 議案第67号 平成29年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号) (案) について

2. 散会

午前10時00分 開会

○委員長(佐藤義久) おはようございます。

ただいまの出席委員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これから予算特別委員会を開会致します。

何分不慣れでございますので、皆さんのご協力を宜しくお願い致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議案審査を行います。

大綱質疑については、原則として款項までとし、所属する分科会の所管事項について は質疑できませんので、宜しくお願い致します。

また、委員の質疑時間は、1人15分以内で3回までとします。

【議案第60号 平成29年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)について】

○3番(佐々木嘉一) 初日の説明ちょっと聞き漏らしたのでお伺いします。

○委員長(佐藤義久) 初めに、議案第60号、平成29年度潟上市一般会計補正予算(第6号) (案)についてを議題とします。

議案第60号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番佐々木委員。

5ページ、第2表債務負担行為ですが、ちょっと変わった債務負担行為だなと感じで聞いておりましたけれども、この当該年度、いわゆる29年度で補正したものもあるようですが、いわゆる翌年度に繰り越し、債務負担行為として707万7,000円を債務負担行為、いわゆる単年度の債務負担行為ですが、この中身についてちょっと説明してもらえませんか。

- ○委員長(佐藤義久) 菅原産業建設部長。
- ○産業建設部長(菅原靖仁) ただいまのご質問にお答えします。

第2表債務負担行為でありますが、これは農業経営等復旧再開支援対策事業でありまして、本年の7月・8月の豪雨並びに台風18号により被災されました農業者の来年度産の種苗購入費を補助するもので、対象は大豆種子、枝豆種子、花卉の苗であります。

これは県営の補助事業でありまして、平成29年度に交付申請を行い、29年度中に交付 決定を受ける必要があるため、債務負担行為として平成30年度に事業実施するものであ ります。

以上であります。

- ○委員長(佐藤義久) 宜しいですか。佐々木委員。
- ○3番(佐々木嘉一) この内容につきましては、ほとんど県の補助事業の、言ってみれば内容が決まってから新たに30年度で予算化するというようなことだと思いますので、わかりました。

もう一点ですが、8ページ、歳入のところです。国庫負担金補助金の中で節の説明でありますけれども、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、下の方で言えば、下の4節にもありますけども、いずれ国庫負担金でありますけども、このシステム改正につきましては、今12月ですが、これは年度途中の制度改正は、もう年度内に終わっていなければならないわけですけども、今の時点でシステム改正を補正予算したということは、その辺の事情はどういうことでしょうか。

- ○委員長(佐藤義久) 栗山総務部長。
- ○総務部長(栗山隆昌) ご質問にお答え致します。

これは説明の中で私、説明させていただきましたけども、マイナンバーカードについて旧姓を併記するためのシステム更新ということで、補助金が10分の10ということ、それから、介護障害福祉システムのシステム更新が723万8,000円で、補助金は基準額の3分の2ということになっていまして、これは国の補助決定によりまして今年度に実施するということでございます。

- ○委員長(佐藤義久) 3番佐々木委員。
- ○3番(佐々木嘉一) いずれ補助事業でありますので、国の補助決定、それらを受けての補正だと思いますけども、いずれ年度途中でありますので、なぜ今この時期かということでちょっと疑問を持ちましたので、また、社会保障システムだとか、あるいはいろいろな税番号制度システムだとかということがありますけども、いずれその辺の内容が年度途中で、今やらなければならないということは、国の補助金が今決まったからっていうことで、もうこれはシステムとして稼動しているものか、あるいは新年度から立ち上げてやるものか、その辺、金の問題じゃなくて、言ってみればそのシステムを今この時期にやらなければならない理由というものを、国の補助金決まっているのはあれだけど、それはもう年度当初で、もうシステムが稼動しているのかどうか、その辺の説明願います。
- ○委員長(佐藤義久) 栗山総務部長。
- ○総務部長(栗山隆昌) ご質問にお答え致します。

年度途中になぜかという話でございますけども、マイナンバーにつきましては、例えば税の制度改正があった場合には、連携する情報も変化しますので、あわせてシステム改修が発生します。同様に、介護障害国保等ありますので、基本的には毎年改正は出てくるということでございますので、この改正につきまして行うと。実際にシステムができ上がるのは本年度中ということでございます。

- ○委員長(佐藤義久) 佐々木委員、ありますか。佐々木委員。
- ○3番(佐々木嘉一) 15ページです。農業振興費、機構集積協力金交付金事業費補助金 639万円、この内容について、どれくらいの面積で何件だかというようなことあるけれ ども、内容についてひとつ、概略で結構です。
- ○委員長(佐藤義久) 菅原産業建設部長。
- ○産業建設部長(菅原靖仁) 質問にお答えします。

機構集積協力金交付事業補助金639万円ですが、これは農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付け、機構から借り手に貸し付けられた場合に協力金が交付されるもので、経営転換やリタイヤする農業者や、同時に農地の集積が図られたことに対する協力金などを交付するものであります。

今回の補正ですが、事業実績が1,159万円で、これ、中身としましては経営転換協力金、これが5反歩を超えて2ヘクタール以下の件数が12件でありまして、それ1件に対する50万円で600万円、2ヘクタールを超えるものが6件で70万円の420万円で1,020万円、それから耕作者の集積協力金、これが13.9ヘクタール、1反歩当たり1万円でありまして139万円で、トータルで1,159万円となっておりまして、当初予算で520万円を計上しておりましたので、差し引いた分の639万円を計上しているものであります。

以上です。

- ○委員長(佐藤義久) ほかにありませんか。11番戸田委員。
- ○11番(戸田俊樹) おはようございます。

19款諸収入の後期高齢者医療広域連合療養費の負担金の返還が1,083万円ほどありまして、諸収入ということですから、この一般会計に諸収入として入れるべきなのか、それとも、後期高齢者医療特別会計補正予算に収入として入れるものか、この分離というか、この辺はどういう事情があったのか、その辺について説明を求めたいと思います。

というのは、昨年度の決算を見ますと、約二千数百万ほどの後期高齢者の決算が諸収 入で入っておりますので、暫時、今はこの処理をし、3月の年度末になって出納閉鎖が 終わった段階ではまた別の処理をするということが考えられるわけで、担当の方から説明をいただきたいと思います。委員長、よろしくお願いします。

- ○委員長(佐藤義久) 藤原市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(藤原久基) 11番戸田委員のご質問にお答えをします。19款諸収入でございますけども、これは一般会計からのものでございます。内訳としましては、平成28年度療養給付費の実績にかかわる返還金でございます。
- ○委員長(佐藤義久) 宜しいですか。
- ○11番(戸田俊樹) はい。
- ○委員長(佐藤義久) ほかにありますか。2番堀井委員。
- ○2番(堀井克見) 歳出の方の15ページになります。3目のクリーンセンター費、今回 は修繕費が520万4,000円計上されておりますが、これはどういう内容のものなのか、ま ずその内容についてご説明いただきたいと思います。
- ○委員長(佐藤義久) 藤原市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(藤原久基) 2番堀井委員のご質問にお答えをします。

クリーンセンターの修繕料、11節の修繕料でございますけども、まずは1号炉、2号炉のストーカの修理代でございます。こちらの方が当初2,440万8,000円の予算がございましたが、現在が399万6,000円の残高でございます。あと、制御室監視モニター取り替え、これ6台分でございますけども、10年以上経過したということで、映像不良による取り替え分として120万7,000円ということでございます。

内訳としましては、この399万6,000円と120万7,000円、これを足したものとなってございます。

以上でございます。

- ○委員長(佐藤義久) 2番堀井委員。
- ○2番(堀井克見) 当初二千四百幾ら計上してあったと。ストーカの1号、2号機の修繕に伴って、その大部分を拠出したと。さらにモニター6台と。これ、故障して、そしてあのセンターの機能が停止する、あるいはまた支障を生じるということは、これはもう大変なことだわけでありまして、手をかけていかなきゃならないということの流れは理解できますが、やはりこのストーカというものは、私ども素人にはなかなか理解できない部分もあるんですが、毎年毎年やはり何千万の修繕が、来る年も来る年も財政出動を伴うとなった場合の、やはり抜本的な対策というものが考えられないのかということ

を一つ。

それから、モニターテレビなんていうのは、もう言ってみればクリーンセンターの心臓部みたいな話なんですよね、私ども思えば。その現状を見ながら対応しているわけですから。これが、年度途中でやらなきゃならないという、例えば管理体制の弱さとまで言えるのかどうか、これやはり、恐らくこの種のものは、すべて保守契約的なものをやっていて、こういう緊急事態ができる限り発生しないような形での運用というものをやってしかるべきだと私は思いますよ。それが、ストーカであれモニターであれ、こういう形で何百万単位のやはり補正を、この年度末、12月の議会でせざるを得なかったというものは、どういう管理がされて、保守契約等々のやはり何ていうか、知見というのは、見方というのは、どういうふうなものがあって、最終的にこの修繕費が必要だと。現状は、どういう形でそうすれば稼動を続けているのかなという、大変単純な疑問ですけれども、抱きますけれども、その辺の流れなり経緯、そして今後の対応というものを今少し深掘りをしてご説明いただきたいと思います。

- ○委員長(佐藤義久) 今井クリーンセンター長。
- ○クリーンセンター長(今井祐一) 2番堀井委員のご質問にお答え致します。

まず、クリーンセンターの管理体制でありますけれども、現状、10人でまず管理運営 していますけれども、センターにつきましては3年に1回の精密機能検査を実施してお ります。それに基づき、ある程度計画を立てて維持管理、補修をしております。

今回のストーカの補修でありますけれども、これは800度 C 以上の高温で焼却されておりますので、毎年火格子の取り替えは必要であります。

それれとモニター6台の映像不良による取り替えでありますけれども、これ、今年度に入ってから映像がちょっと不良になってきましたので、運転に支障があるということで今回補正計上したものでございます。

以上でございます。

- ○委員長(佐藤義久) 2番堀井委員。
- ○2番(堀井克見) 今、今井センター長の方からご説明いただきまして、おおむね理解できました。

今後のことについてちょっとこの機会に申し上げておきますけれども、モニターテレビが今年に入ってから支障を生じたと。だとするならば、恐らく心臓部分の一端だと思いますので、逆にこの程度の修理費で果たして完全に復旧をして、今後、支障のないよ

うな運用というものが可能なのかどうかなと。結果的には、抜本的なその機械、機種等々の入れ替え、あるいはまた改修等が必要になってくる時期が逆に近づいているのかなと、こういうものというのは耐用年数がどれぐらいなのかも我々はわかりませんけれども、いずれにして、やはり相当市民生活においてこのクリーンセンターというのは欠くことのできないものでありますので、中長期的なそういうものを一切含めたやはり見通しなり計画というものを、きちっとやはり兼ね備えて、常にその管理体制、また、運用に当たるということが私は非常に大事になってくるんじゃないかなということを申し上げて質問を終わります。答弁いりません。

○委員長(佐藤義久) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐藤義久) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の分科会で詳細審査をお願い致します。

【議案第61号 平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (案)について】

○委員長(佐藤義久) 次に、議案第61号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第2号)(案)についてを議題とします。

議案第61号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐藤義久) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第62号 平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)について】

○委員長(佐藤義久) 次に、議案第62号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第3号)(案)についてを議題とします。

議案第62号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐藤義久) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第63号 平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) (案) について】

○委員長(佐藤義久) 次に、議案第63号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正 予算(第3号)(案)についてを議題とします。

議案第63号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐藤義久) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願い致します。

【議案第64号 平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) (案)について】

○委員長(佐藤義久) 次に、議案第64号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計 補正予算(第1号)(案)についてを議題とします。

議案第64号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐藤義久) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第65号 平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第3号) (案) について】

○委員長(佐藤義久) 次に、議案第65号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予 算(第3号)(案)についてを議題とします。

議案第65号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番佐々木委員。

○3番(佐々木嘉一) 今、私質問する問題は、64・65・66号とも関連することでありますので、一番金額の大きいところで質問したいと思います。

3ページの事項別明細書がそれぞれ1ページがありますけれども、繰入金、この度4,351万8,000円減額しております。当初予算の繰入金につきましては、財政法に基づいて繰り入れについての議決もしております。55億500万円については。今回4,300万円の繰入金がしなくてもいいと、一般会計の方では財政負担がそれだけ軽減されることで結構なことですが、いずれ繰入金のその議決の際にも私も質問しておりますけども、基準内繰入、基準外繰入、それぞれの事情があると思いますが、今回の4,351万8,000円の繰り入れが減額になった理由は何ですか。説明願います。

- ○委員長(佐藤義久) 村山水道局長。
- ○水道局長(村山久尚) 3番佐々木委員のご質問にお答え致します。

今回4,351万8,000円の繰入金の減額ですが、これは分流式下水道に要する経費ということで、元利償還金に係る分でございます。これは分流式下水道に要する経費の算定方が統一されまして、決算統計の分流式経費の基準が過小に計上され、基準外繰入が過大に計上されている団体が全国的に多くあるということで、潟上市の場合は、これは基準内繰入の減額となっております。それで、地方財政計画に基づいた処理区域内人口の密度を用いた方法と、それから、団体独自のルールに用いた方法によって状況を受けて、これを総務省で分流式経費の算定方法を示して決算統計において統一的な基準で算定することとしたため、分流式経費が大幅に増加して基準外繰入金はなしになって基準内分を減額したということであります。

- ○委員長(佐藤義久) 3番佐々木委員。
- ○3番(佐々木嘉一) ただいまの説明では、従来、合流式、合流式というのは雨水と汚水の混ぜて放流するのですが、たまたまこちらの下水道は秋田湾流域で、しかも流域下水道で共同処理しておりますけども、いずれ下水道は、汚水と雨水に分流して、そしてそれぞれ事業をしておりますけども、今の説明では、そうすれば合流式でやったものが分流式のあれに算定替えしますと、借入れした、例えば資金、あるいは利子、そういうものが明確になって、その分が減額になったと、そのように私今聞きましたけれども、そのような理解でいいですか。
- ○委員長(佐藤義久) 村山水道局長。
- ○水道局長(村山久尚) ただいま佐々木委員のお話のとおり、当初予算では3億6,995万9,000円の予算を取っておりました。この分流式の元利償還金の分ですが。これが算定方法を変えたため、4,351万8,000円の減額になったということであります。
- ○委員長(佐藤義久) 3番佐々木委員。
- ○3番(佐々木嘉一) いずれ一般会計から出さなくてもよくなったと、まず言ってみれば、わかりやすく言えばそういうことですな。

そうすれば、今まで一般会計で出さなければならなかったその分流式の分のいわゆる施設整備費の元利償還分が今まで算定されてあったのが、今度その分については雨水という感じで、結局、一般会計の繰入基準から外れたと、私は今そう聞いたんですけれども、そういう言ってみれば全額がいわゆる分流式でやっていた、今までまず言ってみれば、雨水も一緒にやったものが分流式なので、それはもう一般会計からの持ち出しというか、雨水の分については、全くなくなったと、そういう意味での、それにかかわる元

利償還分が四千何百万だと、そういうふうに理解していいですか。

- ○委員長(佐藤義久) 村山水道局長。
- ○水道局長(村山久尚) この償還金については、基準内繰入ですべて償還しております。 それで、これまで潟上市では使用料をベースにしてこの算定をしていたんですけども、 総務省の示す算定方法で改めて算定したところ、分流式の経費が下がって償還金が減っ たということであります。
- ○委員長(佐藤義久) 3番、理解しますか。理解できなければ、もう一回やっても構いませんが。佐々木委員。
- ○3番(佐々木嘉一) ちょっとこれは皆さんそれぞれ専門的な話になると思いますので、わからないのかなと思うけども、いずれ下水道そのものについては、合流式と分流式と 2つあるわけです。今、私の方のその雄物川流域関連公共下水道というのは分流式だわけです。分流式の場合は、いわゆる雨水と汚水と分けて流すというようなことなので、それを今までのように合流式で算定したものが分流になってるから、その分は結局一般会計から、合流式については、これは完全に下水道会計だよということなので、雨水の部分がその分だけそうすれば、雨水の分だけは基準に残って、その以外の分は下水道の負担なるというようなことからして一般会計からの繰り出しがなくなったのかなと私はそう考えたんですけども、いずれそのことについては後で委員会等でひとつ議論してください。

終わります。

○委員長(佐藤義久) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐藤義久) なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願い致します。

【議案第66号 平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号) (案)について】

○委員長(佐藤義久) 次に、議案第66号、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会 計補正予算(第1号)(案)についてを議題とします。

議案第66号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐藤義久) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第67号 平成29年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号) (案) について】

○委員長(佐藤義久) 次に、議案第67号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算(第 2号)(案)についてを議題とします。

議案第67号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐藤義久) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

ここで総務部長より発言の申し出がありますので、これを許します。栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) 平成29年度の職員給与等に関する人事院勧告について申し上げます。

国家公務員法および地方公務員法の規定に基づき、国および他の地方公共団体職員の 給与等の均衡と地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があるた め、毎年、人事院や県人事委員会による職員の給与等に関する勧告が行われております。

本年度は、8月8日に国家公務員における人事院勧告が発表され、それを踏まえ10月 17日に秋田県人事委員会の勧告が発表されております。

県人事委員会の勧告は、本年4月時点における秋田県職員の月例給与と県内民間給与 との較差が0.07%と、額にして268円下回っておりますが、おおむね均衡していること から、給料表の改定は行わないものであります。

また、期末勤勉手当につきましては、県内民間企業の年間支給割合の4.16月にあわせて支給率を0.05月分引き上げ、年間支給割合を4.15月とするものです。本市においても、これまで同様に県人事委員会勧告に準拠し、一般職員および特別職等の期末勤勉手当を改定することと致しました。

なお、12月8日に国家公務員の給与を民間企業並に引き上げる改正給与法が参議院本 会議で可決成立したことから、本定例会の最終日に関係条例の一部改正案と関係補正予 算案を追加提案したいと考えており、現在、準備を進めておりますので、宜しくお願い 致します。

○委員長(佐藤義久) 以上で本日の…

(「委員長」の声あり)

○委員長(佐藤義久) 11番戸田委員、どうぞ。何についてですか。動議…

○11番(戸田俊樹) 動議ではありません。

委員会終わった後の総務部長の発言に対する質問なんですけども、人事院勧告について、速やかに本定例会の先にこれを報告なり案件として提案すべきではないか。最終日に出すというのは、他の全県の中でも遅すぎると言いますか、決定されていることを後にするということについて少し異議がありますので、総務文教常任委員会の委員ですので、そのとき聞いてもよかったんですが、委員長が総務部長の発言を認めたということですので、ちょっと聞いてみたところでございます。

以上です。

○委員長(佐藤義久) 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

.....

午前10時39分 再開

○委員長(佐藤義久) 会議を再開します。 総務部長、その詳細説明をお願いします。

○総務部長(栗山隆昌) ご質問にお答え致します。

確かに他の自治体では、既に12月定例会の始めに、もう提案しているところもございます。ただ、潟上市としましては、今までも、あくまでも国の決定を待ちまして、それを受けて人事院勧告の分については提案させていただいておりますので、今回は最終日に間に合うということで、今、準備を進めているところです。もし今回、国の決定が遅れた場合には、この後、臨時会ということも想定していたということでご理解をお願い致します。

○委員長(佐藤義久) 総務部長の説明が終わりましたが、11番、よろしいですか。当該 委員会ですので、委員会の中でも審査していただければありがたいです。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

この後、各常任委員会で予算特別委員会分科会を開催することになりますが、予定時間が早く終わりましたので、委員会の開催は委員長にお任せしたいと思います。

再度申し上げます。委員会の開催時刻は、委員長にお任せしたいと思います。

また、12月19日火曜日、午前10時から本特別委員会を再開しますので、ご参集願います。

午前10時41分 散会